

# 平成23年11月より 設計業務委託等の積算手法が変わります

平成23年11月1日に改正する県土整備部の積算基準(調査・測量編)及び積算基準(計画・設計編)において、設計業務委託等にかかる積算手法を改めます。

これまでの「技術経費」を用いた積算手法から、「その他原価」「一般管理費等」を用いた積算手法に変わります。

## ●従来積算の費目構成

＜現行の積算手法＞

直接人件費及び直接経費を積上げ計上し、諸経費(直接人件費の120%)と技術経費(技術的難易度に応じて設定)を加える。



※新しい歩掛については、調査により、技術経費の相当分増加していることを確認している。

今回の積算手法の改正の対象となるのは以下の業務です。

設計業務	下水道施設を除く土木施設の設計
地質調査業務	解析等調査業務費
	弾性波探査業務
	軟弱地盤技術解析
	地すべり調査
調査、計画業務	道路環境調査

用地調査、工損調査業務並びに下水道施設の設計業務は、引き続きこれまでの技術経費を用いた積算手法を用います。

農水商工部、環境森林部、企業庁の水道事業実務必携により積算する設計業務は、引き続きこれまでの技術経費を用いた積算手法を用います。

適用日:平成23年11月1日以降起案にかかるもの

また、この改正に伴い、「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」の「3.設計業務・用地調査業務(権利調査を含む)・工損調査業務の最低制限価格」も改めます。

詳しくは三重県ホームページ「建設業のための広場」を参照ください。

お問い合わせ  
三重県県土整備部公共事業運営室 技術管理グループ  
TEL:059-224-2918  
FAX:059-224-3290  
E-mail:gijyos@pref.mie.jp